

漁港関係等災害復旧事業（公共）

【1,113（1,113）百万円】

【上記のほか復旧・復興対策 7,697百万円】

【うち復興庁計上分 7,697百万円】

対策のポイント

台風、地震等の災害により被災した漁港や海岸等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。

<背景／課題>

- ・台風、地震等の災害により漁港等が被災した場合、水産物供給機能の回復等を図るために、災害復旧事業による早期の復旧が必要です。
- ・東日本大震災により被災した漁港等の災害復旧事業を早期に実施することが必要です。

政策目標

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧

<主な内容>

1. 漁港、海岸等の災害復旧事業

1,104百万円

台風、地震等の災害により被災した漁港、海岸等の災害復旧を実施します。

〔国費率（基本）：10/10、2/3、6.5/10
事業実施主体：国、都道府県、市町村等〕

2. 漁港、海岸等の災害関連事業

9百万円

漁港や海岸等の災害復旧事業の実施のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、当該被災箇所又はこれを含めた一連の施設について、構造物の強化等を行う災害関連事業を実施します。

〔国費率（基本）：5/10
事業実施主体：都道府県、市町村等〕

3. 東日本大震災により被災した漁港等の災害復旧事業【復興対策】

7,697百万円

東日本大震災により被災した漁港等の災害復旧を実施します。

〔国費率（基本）：10/10、2/3、6.5/10
事業実施主体：国、都道府県、市町村〕

[お問い合わせ先：水産庁防災漁村課 (03-3502-5638(直))]